

秋田県介護支援専門員実務研修実習実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）の実施に当たり、実務研修実施事業者（以下「研修実施者」という。）及び実務研修における実習受入先事業者（以下「受入事業者」という。）並びに実習生が、実習に当たり遵守すべき事項を定めるものとする。

(実習期間)

第2条 実習期間は、3日程度とする。ただし、必ずしも3日間連続である必要はなく、実習にかかる時間の合計が3日相当を目安とすること。

(実習場所)

第3条 実習場所は、受入事業者の事業所内及び要介護認定を受けた高齢者で実習協力に同意を示す者（以下「実習協力者」という。）の自宅等とする。

(実習の内容)

第4条 実習では、受入事業者の事業所内あるいは実習協力者宅において、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。

(連携と協力)

第5条 研修実施者と受入事業者は、実習の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑な実習を行うことができるよう努めるものとする。

(緊急時の対応)

第6条 実習生は受入事業者に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時に備え連絡先を伝えておくものとする。ただし、やむを得ない事情により実習生が受入事業者に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに受入事業者に連絡するものとする。

(実習協力者への説明と同意)

第7条 実習生及び受入事業者は、実習協力者に対して、実習の目的や内容、期間等についての説明を適切に行い、同意を得るものとする。

2 実習生は、実習協力者の権利を侵害しないよう適切な配慮を行うものとする。

(実習生の権利)

第8条 受入事業者は、実習生に関する個人情報について守秘義務を負うものとする。

2 受入事業者は、実習生の権利を侵害しないよう適切な配慮を行うものとする。

(実習生の義務)

第9条 実習生は、実習開始より前の日に、「秋田県介護支援専門員実務研修実習同意書（規程様式第1）」を研修実施者及び受入事業者へ提出するものとする。

2 実習生は、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法及び介護保険法の趣旨にのっとり、守秘義務を負うものとする。

3 実習期間中の実習日及び実習時間は、勤務日・勤務時間や実習内容等を勘案し、受入事業者における実習指導者と実習生で定めるものとする。

(実習受入依頼書)

第10条 研修実施者は、受入事業者に研修を依頼する際は、「秋田県介護支援専門員実務研修実習受入依頼書（規程様式第2）」により依頼しなければならない。

(実習受入承諾書)

第11条 受入事業者は、前条により研修実施者から依頼があった際は、「秋田県介護支援専門員実務研修実習受入承諾書（規程様式第3）」を研修実施者へ届け出ることとする。

(実習の評価)

第12条 受入事業者は、実習生が修了した実習に対して、「介護支援専門員実務研修報告書兼評価書（規程様式第4）」により評価を行うこととする。

2 実習の評価は、受入事業者における実習指導者が行うこととする。

(その他)

第13条 実習に当たり、その他必要な事項については、研修実施者及び受入事業者並びに実習生が相互に協議の上、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月3日から適用するものとする。

この規程は、令和5年12月11日から適用するものとする。